

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

(1) 第1条関係

改正箇所	改正内容																																									
別表第一	給料表の改定 別表第一【幼稚園教育職員給料表】																																									
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td> <td>1.25月</td> <td>1.25月</td> <td>0.70月</td> <td>0.70月</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.075月</td> <td>1.075月</td> <td>0.6125月</td> <td>0.6125月</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正後</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td> <td>1.25月 (改正なし)</td> <td><u>1.275月</u> (+0.025月)</td> <td>0.70月 (改正なし)</td> <td><u>0.725月</u> (+0.025月)</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.075月 (改正なし)</td> <td><u>1.1月</u> (+0.025月)</td> <td>0.6125月 (改正なし)</td> <td><u>0.6375月</u> (+0.025月)</td> </tr> </tbody> </table>				現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.25月	1.25月	0.70月	0.70月	管理職員	1.075月	1.075月	0.6125月	0.6125月	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.25月 (改正なし)	<u>1.275月</u> (+0.025月)	0.70月 (改正なし)	<u>0.725月</u> (+0.025月)	管理職員	1.075月 (改正なし)	<u>1.1月</u> (+0.025月)	0.6125月 (改正なし)	<u>0.6375月</u> (+0.025月)
現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.25月	1.25月	0.70月	0.70月																																						
管理職員	1.075月	1.075月	0.6125月	0.6125月																																						
改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.25月 (改正なし)	<u>1.275月</u> (+0.025月)	0.70月 (改正なし)	<u>0.725月</u> (+0.025月)																																						
管理職員	1.075月 (改正なし)	<u>1.1月</u> (+0.025月)	0.6125月 (改正なし)	<u>0.6375月</u> (+0.025月)																																						
	※（ ）内は、現行との増減																																									
勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td> <td>1.175月</td> <td>1.175月</td> <td>0.575月</td> <td>0.575月</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.35月</td> <td>1.35月</td> <td>0.6625月</td> <td>0.6625月</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正後</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td> <td>1.175月 (改正なし)</td> <td><u>1.20月</u> (+0.025月)</td> <td>0.575月 (改正なし)</td> <td><u>0.60月</u> (+0.025月)</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.35月 (改正なし)</td> <td><u>1.375月</u> (+0.025月)</td> <td>0.6625月 (改正なし)</td> <td><u>0.6875月</u> (+0.025月)</td> </tr> </tbody> </table>				現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.175月	1.175月	0.575月	0.575月	管理職員	1.35月	1.35月	0.6625月	0.6625月	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.175月 (改正なし)	<u>1.20月</u> (+0.025月)	0.575月 (改正なし)	<u>0.60月</u> (+0.025月)	管理職員	1.35月 (改正なし)	<u>1.375月</u> (+0.025月)	0.6625月 (改正なし)	<u>0.6875月</u> (+0.025月)
現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.175月	1.175月	0.575月	0.575月																																						
管理職員	1.35月	1.35月	0.6625月	0.6625月																																						
改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.175月 (改正なし)	<u>1.20月</u> (+0.025月)	0.575月 (改正なし)	<u>0.60月</u> (+0.025月)																																						
管理職員	1.35月 (改正なし)	<u>1.375月</u> (+0.025月)	0.6625月 (改正なし)	<u>0.6875月</u> (+0.025月)																																						
	※（ ）内は、現行との増減																																									

義務教育等教員特別手当 (第31条)	教育公務員特例法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について、規則で定める校務の種類を考慮する旨を定める。
-----------------------	---

(2) 第2条関係

改正箇所	改 正 内 容			
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	
		6月	12月	6月
	管理職員 以外の職員	<u>1.2625月</u> (+0.0125月)	<u>1.2625月</u> (-0.0125月)	<u>0.7125月</u> (+0.0125月)
	管理職員	<u>1.0875月</u> (+0.0125月)	<u>1.0875月</u> (-0.0125月)	<u>0.625月</u> (+0.0125月)
	※ () 内は、(1)第1条改正後との増減			
勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	
		6月	12月	6月
	管理職員 以外の職員	<u>1.1875月</u> (+0.0125月)	<u>1.1875月</u> (-0.0125月)	<u>0.5875月</u> (+0.0125月)
	管理職員	<u>1.3625月</u> (+0.0125月)	<u>1.3625月</u> (-0.0125月)	<u>0.675月</u> (+0.0125月)
	※ () 内は、(1)第1条改正後との増減			

2 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日。ただし、第1条の義務教育等教員特別手当（第31条）は令和8年1月1日。第2条の規定は、令和8年4月1日。
- (2) 適用日 第1条の給料表（別表第一）の改正は令和7年4月1日に遡及して適用。